

**盗難通帳・インターネットバンキングによる
預金等の不正な払戻し被害の補償についてのお知らせ**

徳島大正銀行は、全国銀行協会の申し合せ「預金等の不正な払戻しへの対応について」を踏まえ、従来の偽造・盗難キャッシュカード被害に加えて、個人のお客さまの盗難通帳及びインターネットバンキングによる預金等の不正な払戻しによる被害について、以下のとおり対応いたします。

記

I. 盗難通帳による被害の補償

個人のお客さまが、通帳の盗難により預金の不正な払戻しの被害に遭われた場合には、預金者保護法および偽造・盗難キャッシュカード被害補償の対応に準じ、被害の補償を行います。

なお、被害発生について、お客さまに「重大な過失」または「過失」があるときには、補償の対象とならない場合や、補償額が一部減額となる場合があります。

1. 補償の概要

補償の対象		個人のお客さま
補償する被害		被害発生日の翌日から30日以内に届出いただいた被害
補償の要件		当行への速やかな届出
		当行への十分な説明・ご協力
		捜査当局への届出
補償割合	過失無しの場合	100%
	過失ありの場合	75%
	重過失ありの場合	補償対象外

上記のほか、つぎの場合は補償が受けられない可能性がありますのでご注意ください。

- ・ 被害発生日の翌日から30日以内に被害の届出をしていただけなかった場合
- ・ お客さまの故意または重大な過失によって不正使用された場合
- ・ お客さまのご親族、同居人、家事使用人などによる払戻しの場合
- ・ お客さまが当行への説明において虚偽の説明を行った場合
- ・ 天変地異、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱時に生じた被害

2. 盗難通帳による被害について「重大な過失」または「過失」となりうる場合

(1) 重大な過失となりうる場合

預金者の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は、以下のとおりです。

預金者が他人に通帳を渡した場合

預金者が他人に記入・押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合

その他預金者に および の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

上記 および については、病気の方が介護ヘルパー（介護ヘルパーは業務としてこれらを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合）などに対してこれらを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(2) 過失となりうる場合

預金者の過失となりうる場合の事例は、以下のとおりです。

通帳を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合

届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳とともに保管していた場合
 印章を通帳とともに保管していた場合
 その他本人に から の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

II. インターネットバンキングによる被害の補償

個人のお客さまが、「ビジネット」または「れいんぼ～Net」による預金の不正な払戻しの被害に遭われた場合には、預金者保護法および偽造・盗難キャッシュカード被害補償の対応に準じ、被害の補償を行います。

なお、被害補償の対象外となる免責事項がございますのでご注意ください。

1. 補償の概要

補償の対象	個人のお客さま	
補償する被害	被害発生日の翌日から30日以内に届出いただいた被害	
補償の要件	当行の導入する不正送金対策ソフトの利用(ビジネット契約先)	
	電子証明書の利用(ビジネット契約先)	
	Eメールアドレスの登録(ビジネット契約先)	
	当行への速やかな届出	
	当行への十分な説明・ご協力	
	捜査当局への被害事実の事情説明	
補償割合	免責事項に該当しない場合	100%
	免責事項に該当する場合	補償対象外

2. インターネットバンキングによる被害について免責事項となりうる場合

(1) ビジネット契約先

利用者及び管理者が当行の提供する不正送金対策ソフトを利用されていない場合
 利用者及び管理者が電子証明書を利用されていない場合
 利用者及び管理者のEメールアドレスが登録されていない場合
 いわゆるフリーメールのアドレスまたは誤ったアドレスを登録されていた場合
 被害調査の協力が得られない場合
 警察に対して、被害事実等の事情説明を行っていただけない場合
 被害発生日の翌日から30日以内に被害の届出をしていただけなかった場合
 契約者、または契約者の従業員等（契約者から金銭的利益・その他の利益を得ている者）の故意または重大な過失による被害であった場合
 契約者の従業員等（契約者から金銭的利益・その他の利益を得ている者）が加担した不正による被害であった場合
 直接間接を問わず、指示または脅迫に起因して生じた被害
 天変地異、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱時に生じた被害

(2) れいんぼ～Net契約先

被害発生日の翌日から30日以内に被害の届出をしていただけなかった場合
 被害調査の協力が得られない場合
 警察に対して、被害事実等の事情説明を行わない場合
 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など）が加担した不正による被害であった場合
 直接間接を問わず、指示または脅迫に起因して生じた被害
 天変地異、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱時に生じた被害

III. お客さまのご協力とお願いについて

(1) 身に覚えのない取引があるなど被害に遭われたと思われる場合には、直ちに当行までご連絡ください。また、「重大な過失」、「過失」及び「免責事項」となるようなお取扱いには行わないでください。

- (2)補償にあたっては、被害発生状況、警察への説明状況等のほか、当行所定の調査をさせていただきますなど、お客さまにご協力いただく必要があります。なお、被害発生状況の調査等に時間を要する場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- (3)お客さまの大切な預金を保護するため、ご預金のお支払いに際して「本人確認資料」の提示をお願いする場合があります。ご理解、ご協力をお願いいたします。

【連絡先】

平 日	8:45～17:00	営業時間中はお取引店へ
	8:00～ 8:45	自動機監視センターへ 088-654-6611
	17:00～21:00	
休 日	8:00～21:00	
上記以外の早朝・深夜		本店へ 088-623-3111

以上
(02.01.01)